

平成 30 年 3 月 1 日号

消費生活 Q&A

Q 息子の入居先として、進路が未定だったこともあり、前もって2件の不動産仲介業者に申込金を支払い物件を押さえました。その後一方の物件に決め、もう一方の業者へ断りの連絡を入れたところ、契約書も交わしていないのに申込金は違約金とすと言われ返してもらえませんでした。諦めないといけませんか。

A 不動産仲介業者に入居申込みのキャンセルをした際、申込金の返還をめぐるトラブルになることがあります。宅地建物取引業法は、仲介業者が預かった申込金等（預り金）の返還を義務付け、拒むことを禁止していますので返還を求めましょう。トラブルを避けるためにも「とりあえず」申込書を提出することはお勧めしません。申込から契約に進む場合は「重要事項説明書」の交付と説明を受け、契約書の「特約」は強行規定（公の秩序に関する法規定）に反していない限り有効とされていますので、必ず確認しましょう。

問合せ・・・消費生活センター ☎（４２２）２１５５